

## 総点検に当たって整理すべき事項

（農林水産省）

<p>1. 監督権限に基づき実施している具体的取組</p> <p>(1) 当省においては、2事業年度に1回（補助金等が交付されている公益法人については、1事業年度に1回）の立入検査を実施するなど、これまでも厳正な指導監督を実施してきたところである。</p> <p>(2) 今回、下記2.の基準に基づき、所管公益法人の総点検を行ったところであるが、問題が認められた法人については、直ちに是正したもの以外についても早急に改善計画を策定させ、適正化を指導していくこととしている。</p> <p>(3) また、公益法人の指導監督担当者及び法人役職員の研修を検討する等、引き続き厳正な指導監督を徹底することとしている。</p>	
<p>2. 点検を実施するに当たって判断のもととする具体的基準</p>	<p>対象 487 法人</p>
<p>民業圧迫・ユーザー利益の阻害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総支出額に占める指導監督基準上の収益事業割合が50%以下</li> <li>・事業が、現時点においても公益事業と確実に言えること。</li> </ul>	<p>2 × 2</p>
<p>目的と活動との整合・適切な情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総支出額に占める管理費割合が50%以下</li> <li>・業務及び財務等に関する書類を備え置き、一般の閲覧に供していること。</li> </ul>	<p>2 × 11 7 × 2</p>
<p>高額な役員の報酬・退職金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該法人の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準と比べて適切であること。</li> </ul>	<p>0 × 0</p>
<p>委託先・発注先選定の公正性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部委託について、合理的理由なく、委託契約期間が5年間を超え、かつ委託額が当該委託事業費総額の5割を超えていることがないこと。</li> <li>・委託先、発注先企業として、合理的理由なく、役員が当該企業の役員を兼務している企業、役員の親族が経営する企業、株式を保有している企業を選定していることがないなど委託先、発注先選定の透明性・公正性が確保されていること。</li> </ul>	<p>8 × 2</p>
<p>公認会計士の関与の検討（追加項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資産額100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の公益法人について、公認会計士等監査の実施に向けて検討を行っていること。</li> </ul>	<p>0 × 0</p>
<p>評議員会の設置（追加項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財団法人においては、評議員会を置いていること。</li> </ul>	<p>0 × 0</p>
<p>その他適正な事業の実施（追加項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公益法人が行っている活動が社会的信用を損なっていないこと。</li> </ul>	<p>0 × 2</p>